

(目的)

第1条 この要綱は、提案制度を通じ次に掲げる事項を実現することを目的として定める。

- (1) 職員一人ひとりが自分の職務や職場を見直し、業務改善に取り組むことにより、職員の自己啓発及び能力開発の一助とすること。
- (2) 提案及びアイデアを広く募集することにより、創意工夫する職場風土を醸成し、組織の活性化を図ること。
- (3) 局事業に対して職員が積極的に提言できる機会を設けることにより、経営への参加意識を高めること。

(対象者)

第2条 この制度に提案できる者は、交通局職員（再任用・再雇用職員・非常勤職員を含む。）及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により任命権者の要請に応じて交通局を退職した職員で、引き続き公益法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成13年東京都条例第133号）第10条に規定する特定法人の役職員として在職する者とする。

(提案事項)

第3条 提案内容は、交通局の業務に関する建設的かつ具体的な改善、考案、発明等であり、その対象の軽重を問わない。

(提案の奨励)

第4条 所属長は、所属職員に対して提案の奨励をするとともに、提案について相談を受けた場合は、適切な指導助言を行わなければならない。

(募集期間)

第5条 提案の募集は、毎年度、東京都職員表彰規則（昭和59年東京都規則第103号）に基づく東京都職員表彰（業務改革部門）（以下「都職員表彰」という。）の推薦に合わせて実施する。

(提案の審査)

第6条 局に予備審査及び本審査を行うため東京都交通局職員チャレンジ提案制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査委員長には、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 予備審査委員及び本審査委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 審査会の開催に係る事務処理は、総務部財務課が行う。

(表彰名)

第7条 表彰名は、チャレンジ大賞、チャレンジ賞、アイデア賞及び努力賞とする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、局長から賞状及び副賞を授与して行う。ただし、努力賞については副賞のみとする。

(提案に伴う権利)

第9条 提案内容に関する権利は、原則として局に帰属する。

- 2 提案が特許法(昭和34年法律第121号)第35条第1項に規定する職務発明に該当する場合には、東京都交通局職員の職務発明等に関する規程(平成15年交通局規程第3号)によるものとする。

(都職員表彰への推薦)

第10条 この制度により提出された提案は、都職員表彰へ推薦することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、実施にあたって必要な事項については、別途総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月15日から施行する。
- 2 東京都交通局職員の提案に関する要綱(昭和41年6月6日41交総第336号)は、廃止する。

附 則(12交経企第288号)

この要綱は、平成13年1月17日から施行する。

附 則(13交経企第55号)

この要綱は、平成13年6月20日から施行する。

附 則(14交経企第251号)

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

附 則(15交経企第257号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(16交総第616号)

- 1 この要綱は、平成16年8月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に提出された平成16年度の都制度に基づく提案については、この要綱により改正された東京都交通局職員チャレンジ提案制度取扱要綱により提案されたものとみなす。

附 則(18交総第96号)

この要綱は、平成18年5月2日から施行する。

附 則(23交総第243号)

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則(27交総第541号)

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則（28 交総第 1454 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

予備審査委員

総務部企画調整課 課長代理（企画調整総括担当）

総務部企画調整課 課長代理（技術調整総括担当）

総務部企画調整課 課長代理（技術調整担当）

総務部財務課 課長代理（経営管理担当）

総務部財務課 課長代理（事務管理担当）

本審査委員

総務部経営管理担当課長

総務部サービス推進担当課長

職員部人事課長

資産運用部資産活用課長

電車部管理課長

自動車部車両課長

車両電気部発電担当課長

建設工務部改良担当課長